

G P A制度について

学修到達度を客観的に評価することにより、教育の質を保証するとともに、きめ細やかな学生支援等に資することを目的として、グレード・ポイント・アベレージ（以下「G P A」という。）を次のとおり定める。

1 G P Aの評価基準は次のとおりとする。

判定	総合成績	成績評価	グレードポイント (GP)
合格	90～100 点	A+	4.3
	80～89 点	A	4.0
	77～79 点	A－	3.7
	74～76 点	B+	3.3
	70～73 点	B	3.0
	67～69 点	B－	2.7
	60～66 点	C	2.0
	60 点（再試験）	D	1.0
不合格	60 点未満	F	0

2 G P Aの算出方法は次のとおりとする。（小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする。）

$$\text{G P A} = \frac{(\text{評価を受けた授業科目の GP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

入学年度から当該年度までの累積の GPA を算出する。

合格・不合格のみの評価の科目は計算に含めない。

3 留年・休学などにより、再履修した場合には、最も新しい成績に基づいて計算する。

4 退学した場合、未修得科目は計算の対象に含めない。

5 平成 31 年度入学生から適用することとし、平成 30 年度以前の入学生には、修学指導に活用する。

6 G P Aは、成績通知書に記載し、成績の総合評価の資料として、得点及び順位を本人・保護者及び指導教員に通知する。G P Aが著しく低い学生には、面談を行い、修学意思の確認等を行う。

7 G P Aは、成績証明書に記載する。

ただし、平成 30 年度以前の入学生には適用しない。

8 この裁定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。